

配当還元方式による自社株対策 ～三兄弟で均分に株式を所有～ その3

今回から「配当還元方式による自社株対策」をシリーズで解説しています。今回は、三兄弟で均分に株式を所有している場合に、配当還元方式による具体的な対策について設例で解説することとします。

【設例】

三兄弟が均分に自社株を保有している場合で、長男の相続人の子等が会社経営に関わる予定がないときに、取得後の議決権割合が5%未満となるよう株式を分散して移転すれば、原則的評価方式でなく特例的評価方式（配当還元価額）により評価できることを確認します。

1. 株甲社の所有株数（発行済株式数 1 万株） 長男 3,400 株（34%）、二男 3,300 株（33%）、三男 3,300 株（33%）
2. 長男の家族構成 長女（夫、子A）、二女（夫、子B、子C）。全員甲社の役員ではない。
3. 長男所有株式の移転対策

長男の子等が甲社を承継する予定がないことから、長男が所有する全株を、以下の者に対して次のように相続又は遺贈により移転することができるように遺言書を作成しておきます。

- (1) 長女・長女の夫・長女の子A・二女・二女の夫・二女の子Bに対してそれぞれ 490 株（4.9%）ずつ
- (2) 二女の子Cに対して残株の 460 株（4.6%）

同族株主が有する株式を原則的評価方式によって評価するか否かの判定は、相続・贈与又は譲渡があった後の株主の状況により判定しますので、生前に遺言書を作成しておき、配当還元方式によって相続人等が取得できるようにする方法や、相続発生後であっても、一定の株式数以下の場合には、自社株の相続又は遺贈する割合を工夫すれば、配当還元方式により評価することも可能となります。

この設例の場合、長女を例にとって判定すると、長女は同族株主に該当し、遺言によって株式を 490 株を取得しましたが、取得後の議決権割合は 5%未満で、甲社には、二男又は三男が中心的な同族株主（25%以上の議決権を保有）がいて、長女は以下の判定表のとおり中心的な同族株主に該当しないし、かつ、役員でもないことから、父から相続によって取得した甲社の株式は特例的評価方式によって評価することができます。長女以外の家族が、父から遺言によって取得した株式についても同様に判定することができます。

（中心的な同族株主に該当するか否かの判定表）

範囲	二男	三男	長女	長女の夫	子A	二女	二女の夫	子B	子C	合計	判定	
判定者	3,300	3,300	490	490	490	490	490	490	460	10,000		
二男	3,300	3,300	—	—	—	—	—	—	—	6,600	○	
三男	3,300	3,300	—	—	—	—	—	—	—	6,600	○	
長男の家族	長女	—	—	490	490	490	—	—	—	1,960	×	
	長女の夫	—	—	490	490	490	—	—	—	1,470	×	
	子A	—	—	490	490	490	—	—	—	1,470	×	
	二女	—	—	490	—	—	490	490	490	460	2,420	×
	二女の夫	—	—	—	—	—	490	490	490	460	1,930	×
	子B	—	—	—	—	—	490	490	490	460	1,930	×
	子C	—	—	—	—	—	490	490	490	460	1,930	×

しかし、自社株を分散しすぎると同族の支配権が確保できなくなるケースや、分散した後に自社株を買い戻そうとする場合に、その価額でトラブルになるなどの心配があります。特に買い戻す場合の価額については、配当還元価額により移転した株であっても、支配権を有する同族株主が買い戻すときは、原則的評価方式による価額でない贈与税が課税されるので、注意が必要です。

上記の設例のように、原則的評価方式による株価対策を実行することなく、遺言書を残すだけで家族には配当還元価額によって株式を相続させることができます。

（文責： 山本和義）